

「公益活動等申告書」提出にあたっての留意事項

公益会規第3条第1項の公益活動等のうち、国選弁護事件、国選付添人事件、国選医療観察付添人事件、国選被害者参加弁護事件、当番弁護受任事件を受任した場合、各受任事件の所管事務局に受任契約書の写しを提出するなど、所定の受任報告手続きを行えば、直ちに当年度における公益活動等の義務を履行したものと認められます。

法律扶助事件を受任した場合、公益会規第3条第2項の活動を行った場合、会規別表第2に掲げる役職にあった場合、又は公益活動等を行っていない場合は、公益活動等申告書を提出する必要があります。

ただし公益会規第3条第3項、別表第1に掲げる役職にあった弁護士会員については当会が把握していますので申告書の提出は不要です。また当会がウェブサイト当該会員の公益活動等として掲載した活動については記載不要ですし、当該活動が10時間に達している場合は申告書の提出は不要です。

第3条第2項の公益活動とは、

- ・受任に至らない、当番弁護活動、弁護士会・日本司法支援センター・財団法人日弁連交通事故相談センター主催の法律相談
- ・委員会活動等の弁護士会活動
- ※ただし、二弁の委員会全体会（協議会、PTは除く）に関しては、当会で出席履歴を把握し、自動的に公益活動の時間数として換算しておりますので、申告は不要です。全体会に付随する部会等の活動に関しては、事務局では出席履歴を把握しておりませんので申告をしてください。
- ・法令による官公署の委嘱事項（地方公共団体の教育委員会委員など）
- ・いわゆるプロボノ活動
- ・法律、司法制度、法律事務の改善教育のための活動

のことであり、自己申告していただくことになっています。別紙「公益活動等申告書」に下記のうち該当する番号及び具体内容等を記載のうえご提出ください。

10時間に満たない分については、不足時間（1時間未満切り上げ）×5,000円を公益活動負担金として弁護士会に納めてください。

なお、ここで納めていただく公益活動負担金は、公益活動等の増進に資する事項に支出されます（公益活動負担金に関する規則第4条）。

※申告書【様式1-1】に記載していただく番号

- ① 受任に至らない当番弁護
 - ② 実施規則第2条に定める法律相談活動
 - ③ 当会・日弁連・関弁連・東京三会の委員会活動
 - ④ 当会常議員、日弁連代議員・理事、関弁連理事の活動
 - ⑤ 弁護士会が運営する仲裁又は裁判外紛争解決（ADR）機関の仲裁人・仲裁補助者等の活動
 - ⑥ 当会・日弁連・関弁連・実施規則第3条に定める団体の委嘱による活動
 - ⑦ 実施規則第4条に定める官公署からの委嘱活動（【様式2】も一緒に提出してください。）
 - ⑧ 官公署への無償・低額活動
 - ⑨ 人権擁護、公的な権利の保障、社会的経済的弱者支援・教育団体等への無償・低額活動
 - ⑩ 犯罪被害者・障害者・その他社会的経済的弱者のための無償・低額活動
 - ⑪ 実施規則第6条に定める法律・司法制度・法律事務の改善・教育活動
 - ⑫ 実施規則第2条の2で定める当会、日弁連、関弁連の活動（法律研究会運営活動）
- ※ 公益活動を行うにあたって移動時間が片道2時間を超えた場合、その超えた時間を1日8時間の限度で公益活動時間として算入することができます。

※会規第3条第4項、別表第2に記載の役職に就任している方は、【様式1-2】を使用してください。